后川果公報

平成 31 年 4 月 18 日 (木曜日)

号

外

(第 29 号)

目 次

## 人事委員会

○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を 改正する規則

1

## 人事委員会

平成三十一年四月十八日一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

石川県人事委員会

## 石川県人事委員会規則第六号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

正する。一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改

別表第十知事の事務部局の部高校病院の項中

課を事員部長を責任を責任を表して

Γ.				
1	医事	課 長		
	*	試		
	民	顽		石種
	副	品 英		工作
	課金			
	デイイ	チュ	ンター次長	

に致める。

密 副

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第四及び別表第十の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

2	平成 31 年 4 月 18 日 (木曜日)	石	Ш	県	公	報	뭉	外
l								

(1箇月2,350円送料とも)